webサポート資料

建築士の塾 by archicom

採光補正係数の計算（令第20条第２項）

①住居系地域（第一号）

採光補正係数＝採光関係比率×６－1.4

②工業系地域（第二号）

採光補正係数＝採光関係比率×８－１

③商業系地域・用途地域無指定（第三号）

採光補正係数＝採光関係比率×10－１

ここで

採光関係比率＝水平距離（D）／垂直距離（H）

D：開口部の直上にある建築物の部分（軒先等）と

・隣地境界線（又は道路の反対側の境界線）までの水平距離

・同一敷地内の対向する建築物までの水平距離

H：開口部の直上にある建築物の部分（軒先等）から開口部の中心までの垂直距離

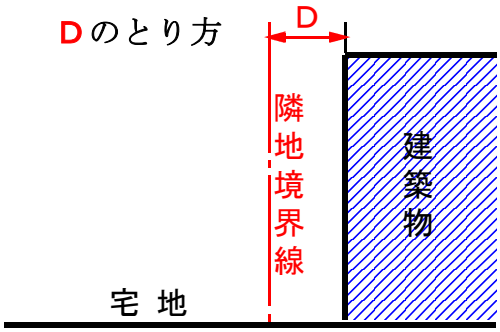

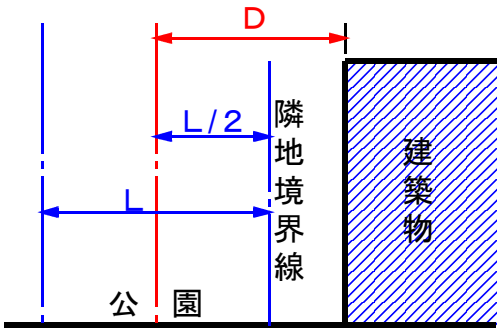

▲隣地境界線と考える線

公園・広場・川その他これらに類する空地又は水面の取扱い
（三重県建築基準法取扱集より）

令第20条第２項の公園、広場、川、その他これらに類する空地又は水面とは、将来にわたり確保されるものをいい、次に示すものが該当する。

公園
・都市公園法による公園又は緑地
・公共団体が管理する公園又は緑地

広場
・公共団体が管理する公開広場

川
・河川法に基づく河川（準用河川含む）

ただし、公園等において建築物などで採光上有効とみなせない場合は空地とは解釈しない。

© archicom Co.,Ltd.